

「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙ー30料金の額及びその徴収期間の一部について下記のとおり変更しました。

記

料金の額及びその徴収期間 別添2中

「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
入谷	入谷 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
上野	上野 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
宝町	宝町 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
芝浦	芝浦 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
勝島	勝島 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速1号線	都道首都高速1号線
鈴ヶ森	鈴ヶ森 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速2号線	都道首都高速2号線
汐留	汐留 (ETC)
を	に、
「	「
都道首都高速2号線	都道首都高速2号線
芝公園	芝公園 (ETC)
を	に、

都道首都高速2号線

天現寺」を

都道首都高速2号線

天現寺 (ETC)」に、

都道首都高速2号分岐線

飯倉」を

都道首都高速2号分岐線

飯倉 (ETC)」に、

都道首都高速3号線

高樹町」を

都道首都高速3号線

高樹町 (ETC)」に、

都道首都高速3号線

池尻」を

都道首都高速3号線

池尻 (ETC)」に、

都道首都高速3号線

三軒茶屋」を

都道首都高速3号線

三軒茶屋 (ETC)」に、

都道首都高速4号線

神田橋」を

都道首都高速4号線

神田橋 (ETC)」に、

都道首都高速4号線

代々木」を

都道首都高速4号線

代々木 (ETC)」に、

都道首都高速4号線

永福」を

都道首都高速4号線

永福 (ETC)」に、

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

西神田」を

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

西神田 (ETC)」に、

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

飯田橋」を

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

飯田橋
(ETC)」に、

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

北池袋」を

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

北池袋
(ETC)」に、

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

板橋本町」を

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

板橋本町
(ETC)」に、

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

駒形」を

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

駒形
(ETC)」に、

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

向島」を

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

向島
(ETC)」に、

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

堤通」を

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

堤通
(ETC)」に、

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

小菅」を

「

都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

小菅
(ETC)」に、

「

都道首都高速9号線

福住」を

「

都道首都高速9号線

福住
(ETC)」に、

「

都道首都高速葛飾江戸川線

船堀橋」を

「

都道首都高速葛飾江戸川線

船堀橋
(ETC)」に、

「

都道首都高速晴海線

豊洲」を

「

都道首都高速晴海線

豊洲
(ETC)」に、

「

都道首都高速板橋足立線

王子南・
王子北(ETC)」を

「

都道首都高速板橋足立線

王子南(ETC)・
王子北(ETC)」に、

「

都道首都高速目黒板橋線

西池袋」を

「

都道首都高速目黒板橋線

西池袋
(ETC)」に、

「

都道首都高速目黒板橋線

中野長者橋」を

「

都道首都高速目黒板橋線

中野長者橋
(ETC)」に、

「 神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

湾岸環八

」を

「 神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

湾岸環八
(ETC)

」に、

「 神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

臨海副都心

」を

「 神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

臨海副都心
(ETC)

」に、

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

千住新橋

」を

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

千住新橋
(ETC)

」に、

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

扇大橋

」を

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

扇大橋
(ETC)

」に、

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

鹿浜橋

」を

「 都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

鹿浜橋
(ETC)

」に、

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

足立入谷」を

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

足立入谷
(ETC)」に、

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

石川町」を

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

石川町
(ETC)」に、

神奈川県道高速湾岸線

三溪園」を

神奈川県道高速湾岸線

三溪園
(ETC)」に、

横浜市道高速2号線

永田」を

横浜市道高速2号線

永田
(ETC)」に、

横浜市道高速横浜環状北線

新横浜」を

横浜市道高速横浜環状北線

新横浜
(ETC)」に、

川崎市道高速縦貫線

殿町」を

川崎市道高速縦貫線

殿町
(ETC)」に、

埼玉県道高速さいたま戸田線

新都心」を

埼玉県道高速さいたま戸田線

新都心
(ETC)」に、

埼玉県道高速さいたま戸田線

浦和北」を

埼玉県道高速さいたま戸田線

浦和北
(ETC)」に変更し、

料金の額及びその徴収期間 別添3中

「池尻（入口に限る。）」を「池尻（E T C）（入口に限る。）」に、
「永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）」を「永福（E T C）（高井戸方向へ進行する入口に限る。）」に、

「板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕」を「板橋本町（E T C）（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕」に、

「板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕」を「板橋本町（E T C）（中台方向へ進行する入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕」に、

「足立入谷（入口に限る。）」を「足立入谷（E T C）（入口に限る。）」に、
「鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）」を「鹿浜橋（E T C）（加賀方向へ進行する入口に限る。）」に、

「扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）」を「扇大橋（E T C）（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）」に、

「三溪園（入口に限る。）」を「三溪園（E T C）（入口に限る。）」に、
「新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）」を「新都心（E T C）（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）」に、

「浦和北（入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕」を「浦和北（E T C）（入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日まで適用する。〕」に、

「浦和北（入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕」を「浦和北（E T C）（入口に限る。）〔ただし、一般国道17号（新大宮上尾道路（与野～上尾南））の供用開始の期日から適用する。〕」に、

「新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」を「新横浜（E T C）（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）」に変更する。

2 実施する期日

本届出に係る変更は、令和7年5月1日以降の会社が別に定める日から実施する。